

# I. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年2月19日）までに結論を報告したものを除く。

## ○平成26年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
1	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位撤廃 (介護保険法)	厚生労働省	介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。	現行制度において、介護保険の被保険者が複数の年金を受給している場合に、1つでも年額18万円以上の年金があれば、介護保険料の特別徴収を実施できていることを確認し、平成30年3月6日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、自治体に対して周知した。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成27年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
2	<p>障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、<u>平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、最低2日間は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている要件を緩和し、事業所内での評価に加え、施設外就労先での評価も認めることとした(「平成19年発出障障発第0402001号、障害福祉課長通知「就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正」(平成30年4月1日施行))。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
3	<p>高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し（県外在学者） （高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））</p>	文部科学省	<p>高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平25法90）による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、<b>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付すること（以下、「在校地主義」と言う。）については、文部科学省が都道府県に対し行ったアンケートにおいて、現状どおり保護者が在住する都道府県で給付すること（以下、「在住地主義」と言う。）が望ましいとした県と、在校地主義が望ましいとした県が同程度であった。</p> <p>また、「高校生等への修学支援に関する協力者会議」における議論では、県外の学校に通う生徒の保護者の把握や保護者への周知が課題となっていることから、都道府県への周知の徹底や中学段階から効果的な周知方法を検討すべき等の意見があったところ。</p> <p>文部科学省では、以上のことを踏まえ、引き続き在住地主義としつつも、申請漏れが生じにくい手続きとなるよう、手続きの見直しを行うとともに、都道府県の御意見を踏まえつつ、更なる周知徹底を図っていくこととした。</p> <p>（平成30年5月に、「高等学校等就学支援金事務処理要領」に高校生等奨学給付金制度の周知を行うよう記載し、都道府県に送付した。また、就学支援金及び奨学給付金制度について説明したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載及び各種会議での配布を行っている。）</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成28年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
4	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し (老人福祉法)	厚生労働省	サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭41厚生省令19）12条6項）については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度サテライト型養護老人ホーム等の展開に向けた基準のあり方等に関する調査研究事業において、学識経験者など第三者で構成する検討委員会を開催し、効率的な運営を行うため養護老人ホームをサテライト型養護老人ホームの本体施設として認めるべきとの提言をいただいた。その提言を踏まえ、平成30年度中に省令改正を行う予定としている。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
5	地域がん診療連携拠点 病院の指定要件の緩和 及び外来放射線治療加 算対象の追加 (健康保険法)	厚生労働省	がん診療に係る外来放射線治療加算 については、在宅医療等を促進する観 点から診療報酬上評価しているもので あるが、医療機能の分化・連携の観点 から、保険医療機関の入院患者が他の 保険医療機関を受診して放射線治療を 実施した場合の取扱い等、当該加算に ついて、見直しの必要性も含め、中央 社会保険医療協議会の意見を聴いた上 で検討し、 <u>平成30年度の診療報酬改定 に向けて結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。</u>	中央社会保険医療協議会における 議論を踏まえ、平成30年度診療報酬 改定において、入院中の患者が高度 な放射線治療機器等を有する他の医 療機関を受診する場合の入院料の減 額の取扱いを緩和するとともに、受 診先の医療機関において外来放射線 治療加算を算定できることとした。
6	地方公共団体が設置す る施設に対し行われる 障害福祉サービス等報 酬における公立減算の 廃止 (障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援 するための法律及び児童 福祉法)	厚生労働省	障害福祉サービス等の報酬において 地方公共団体の設置する事業所等の単 位数を1000分の965に減算すること(公 立減算)については、事業所等の経営 実態、サービスの提供実態等の客観 的・具体的なデータに基づき、その在 り方について検討し、 <u>平成30年度の報 酬改定に向けて結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度障害福祉サービス等報 酬改定に当たり、有識者等で構成さ れた障害福祉サービス等報酬改定検 討チームにおいて、公立減算につい て議論を行い、事業所等の設置者で ある自治体から補助金や指定管理料 等の公費が別途投入されていること と等に鑑み、公立減算は引き続き維 持することとされた。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
7	離・退職病理医等の活用に向けた病理遠隔診断保険適用対象の規制緩和 (健康保険法)	厚生労働省	遠隔で行われた場合の病理診断（テレパソロジー）については、保険医療機関間の連携を推進する観点から診療報酬の算定の対象としているが、診断に係る責任を明確化しつつ医師（病理医）の不足に対応する観点から、その保険医療機関と雇用関係にない医師（病理医）が保険医療機関と締結した請負、委任等の契約に基づいて行った場合にも診療報酬の算定の対象とすることが適当かを含め、診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>テレパソロジーの活用については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ平成30年度診療報酬改定において、デジタル病理画像のみを用いて病理診断を行った場合にも、病理診断料を算定可能とするとともに、保険医療機関に勤務する医師がICTを活用して自宅等で読影した場合も、院内での読影に準じて病理診断料を算定できることとした。</p> <p>なお、保険医療機関に所属しない個人の病理医との連携による病理診断については、中央社会保険医療協議会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理診断の質の確保、</li> <li>・病理診断に係る責任の所在、</li> <li>・適正な保険診療の確保</li> </ul> <p>という点で課題があり、不適切とされた。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
8	<p>砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加 (砂利採取法)</p>	<p>経済産業省 国土交通省</p>	<p>認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年4月に認可権者等に対して意見照会(調査依頼)を実施し、同年12月までに認可権者等の意見を整理した。</p> <p>認可権者等の意見を踏まえて検討した結果、「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、砂利採取計画の「軽微な変更」として取り扱う事項を追加することとした。(平成30年度中の改正を予定)</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
9	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。</p> <p>「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p> <p>7月12日付け事務連絡により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67地方公共団体のうち、10地方公共団体に条例が制定されている状況。</p> <p>独自利用事務条例の制定について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成30年2月26日付障企発0226第1号)を都道府県等の社会保障・税番号制度担当部局に対して発出した。</p> <p>「平成29年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成30年3月14日開催)において、都道府県等に対して、社会保障・税番号制度担当部局と連携し、独自利用事務条例を制定することを依頼。</p> <p>「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関するアンケートの実施について」(平成30年3月22日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を依頼。</p>



# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
10	<p>戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し (競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)</p>	総務省	<p>地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について、平成29年度末に実施した官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会(平成30年3月1日開催)において、これまでの議論をとりまとめ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書、窓口業務の参考例を示す手順書を作成・公表し、地方公共団体に通知(平成30年4月5日事務連絡)した。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成29年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
11	<p>家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和 (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。)を提供すること」(同省令6条2号)については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、<b>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>市町村は家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所(省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。)又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業(A型、B型)又は事業所内保育事業を行う者(以下「小規模保育事業A型事業者等」という。)を、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合にあつては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。</p> <p>①家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること</p> <p>②代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
12	<b>幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化</b> (児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、 <b>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b>	事前協議における認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書式を統一した。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
13	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）32条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平23厚生労働省令112））については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、本特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平23政令289））の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県が、保育所の居室の床面積に係る基準として合理的な理由がある範囲内で国の基準と異なる内容を定めることができる地域について、下記①から③までの条件を満たす地域を加えることとした。</p> <p>①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。</p> <p>②平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えていること。</p> <p>③市区町村が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行っており、それでもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。</p> <p>また、本特例の適用期間については、政令を改正し、3年間延長する（平成30年7月下旬公布予定）。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
14	一時預かり事業に係る 人員基準の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）36条の35）については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、本事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名で当該事業を実施することができることとする。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
15	児童養護施設における 看護師配置の基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	児童養護施設における看護師加算の要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、児童福祉法等の一部を改正する法律(平28法63)や平成29年8月2日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度予算において、「乳児院等多機能化推進事業」を創設。 ※乳児院等多機能化推進事業実施要綱抜粋 ○乳児院等(児童養護施設を含む。)における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。
16	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の質の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性等を考慮しつつ検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol.1」(平成30年3月30日付け事務連絡)において、医師の配置については非常勤であっても可能であることを周知した。 また、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において、障害児(者)リハビリテーション料の常勤医師の配置に関する施設基準について、一定時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置した場合でも基準を満たすこととし、その内容を周知した(平成30年4月1日施行)。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
17	保育士登録の取消に係る仕組みの構築 (児童福祉法)	厚生労働省	禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由（18条の5第2号及び第3号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるよう検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成30年3月20日厚生労働省令第26号）にて、保育士が逮捕されるなど、保育士が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の5各号（第4号を除く。）に規定する欠格事由に該当するおそれがあると都道府県知事が認める場合、当該都道府県知事は、当該保育士の本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行うこと等により欠格事由に該当するかどうかを確認することとする旨の規定を新設。
18	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法)	厚生労働省	無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	へき地等の診療所を含め、医師少数区域等の医療機関の管理者が複数の管理者を兼務できることを明確化する「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」が平成30年3月13日に閣議決定され、第196回国会へ提出済み。 (施行日：公布日)

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
19	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更 (社会福祉法)	厚生労働省	国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業（2条3項8号）については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	第196回通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しのための「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出（平成30年2月9日）。 （平成30年6月8日公布、平成32年4月1日施行）



# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
20	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件（研修修了）を緩和する。 （介護保険法）</p>	厚生労働省	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成30年3月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）」において、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の改正を行い、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えないことを通知した。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
21	特定事業所集中減算の 制度の見直し (介護保険法)	厚生労働省	居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	特定事業所集中減算について請求事業所数の少ないサービスや、主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外することとし、対象サービスを訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与とした。
22	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和 (健康保険法)	厚生労働省	障害児(者)リハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、 <u>平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において、障害児(者)リハビリテーション料の常勤医師の配置に関する施設基準について、一定時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置した場合でも基準を満たすこととした。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
23	サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童発達支援（6条の2の2第2項）については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、 <u>平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）により、共生型障害児通所支援及びその基準を創設し、利用児童が少数の地域においても、既存の指定介護保険事業所及び指定障害福祉サービス事業所が児童発達支援の指定を受けやすくなるよう基準の特例を設けた（平成30年4月1日施行）。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
24	<p><b>障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリング実施場の規制緩和</b> (児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>障害児及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、<u>平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第102号）等により、障害児及び障害者の相談支援事業所の報酬について、質の高い支援等を実施している事業者についてはより報酬を得やすくし、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員を促進することとした（平成30年4月1日施行）。</p>
25	<p><b>身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練（機能訓練）実施のための対象者要件の緩和</b> (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>自立訓練（機能訓練及び生活訓練）については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、<u>平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第31号）」により自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）ともに障害の区別なく利用可能とした。（平成30年4月1日施行）</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
26	<p>同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、<u>平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第82号）」等により、就労系サービスの在宅利用について、やむを得ない事由により、通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担することで在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加算を創設した（平成30年4月1日施行）。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
27	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)</p>	文部科学省	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手續の在り方も含めて検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁について、当該審査請求の手續の在り方も含めて様々な論点から検討した結果、現在までの提案団体における審査請求の状況も踏まえ、現行制度を維持しつつ、現行法の解釈を各教育委員会に周知した。</p> <p>今後の予定としては、地方自治体からの当該審査請求の手續に関する相談に適切に対応するとともに、具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行う。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
28	<b>罹災証明に係る一連の 手続・制度の見直し</b> (災害対策基本法)	内閣府 金融庁 財務省	罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、 <b>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</b>	罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入を含め、内閣府における有識者検討会（災害に係る住家の被害認定に関する検討会）において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ、平成29年11月から4回にわたって検討を行い、その結果に基づき、内閣府において「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を改定し、地方公共団体に周知するとともに、内閣府HPにもアップした。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ④ その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
29	<b>マイナンバーカード申請受付の条件緩和化</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	総務省	氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合には、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合には、検討の結果、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とするようにシステム改修等を行い、対応することで結論を得ており、システム改修等を進めているところ。



## 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

### II. 平成26年～29年の対応方針において、平成30年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（既に結論を得られたもの）

#### ○平成26年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
1	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること	農林水産省	都市農業の振興の在り方等については、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることを内容とした「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」を閣議決定（平成30年3月6日）し、第196回通常国会に提出。 （同年6月20日成立、同月27日公布。公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。）

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成29年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
2	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長 (生活困窮者自立支援法)	厚生労働省	生活困窮者就労準備支援事業（2条4項）の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、少しずつステップアップしていく者もいることを考慮した上で、改めてアセスメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成30年3月1日開催）において、「省令においては現行通りとしつつ、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行ったうえで、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが現行の運用においても可能であることから、この取扱いについて、別途示す通知において明確にする」という方向性を提示している。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
3	<b>肝炎治療特別促進事業 における核酸アナログ 製剤治療の認定に係る 有効期間の延長</b> (肝炎治療特別促進事業)	厚生労働省	核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、 <u>平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	核酸アナログ製剤の認定の更新手続に関しては、平成30年2月の肝炎治療戦略会議での意見等を踏まえて、診断書又は検査内容がわかる資料が提出された認定以降2回目までの認定においては、当該資料の省略を可能とした。 また、当該資料の省略をした場合には、協議会に意見を求めることを省略することができるとした。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
4	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和 (建築基準法及び都市計画法)	国土交通省	立体道路制度については、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平14法22）2条3項）の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項）の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする改正を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を平成30年2月9日に閣議決定し、第196回国会に提出。（同年4月18日成立、同月25日公布。公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。）

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
5	寄附金税額控除に係る 申告特例通知書の様式 の見直し (地方税法)	総務省	都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則7条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地方税ポータルシステム（eLTAX）を運営する地方税電子化協議会において検討を行い、平成31年1月から申告特例通知書の電子送付が可能となるようシステム改修等の準備を行うことを決定。総務省では、対応方針及び地方税電子化協議会における検討結果を踏まえ、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）を一部改正。